

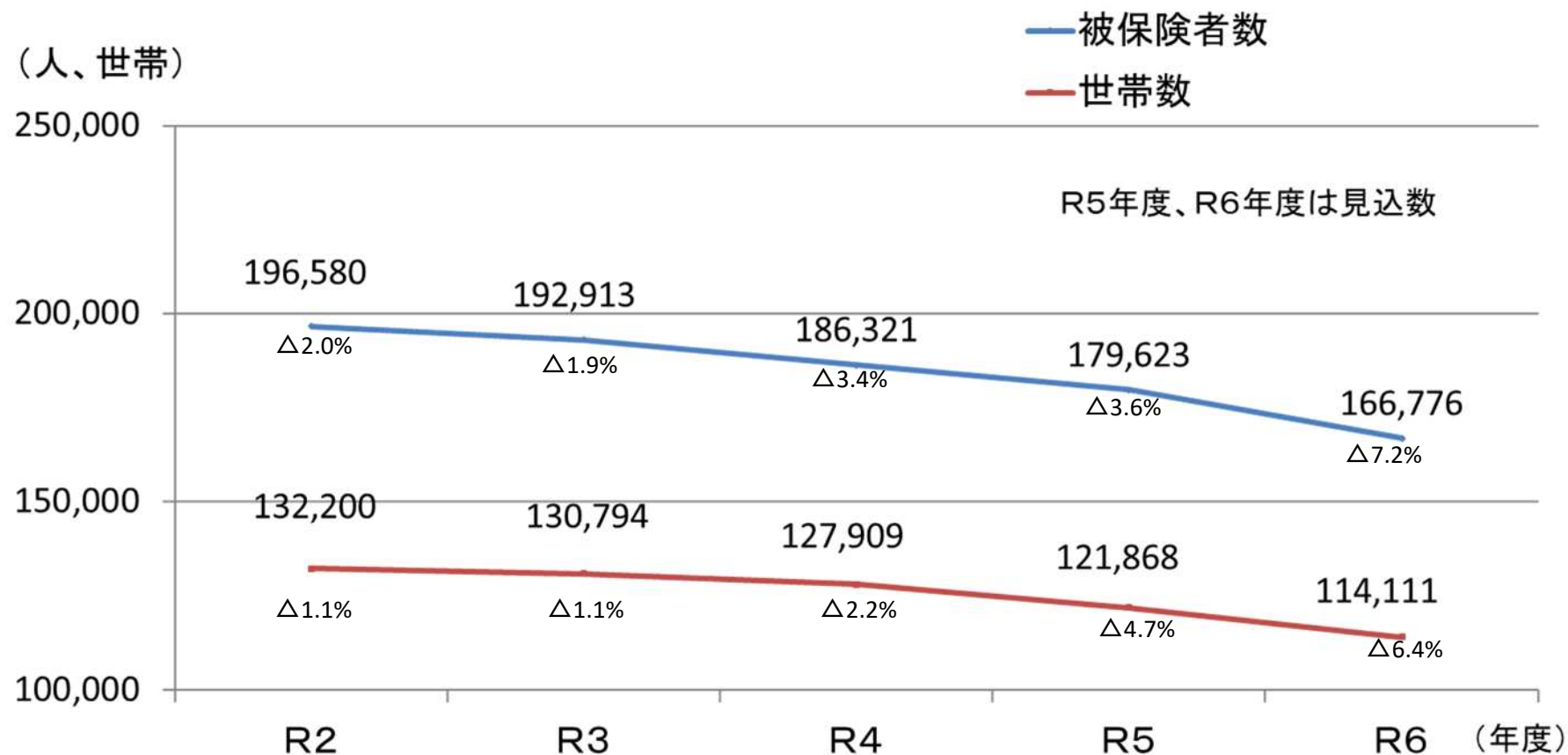
議題

令和6年度 北九州市国民健康保険事業の運営について

目次

- 被保険者数・世帯数の推移 . . . P1
- 一人当たり保険給付費の推移 . . . P2
- 福岡県の令和6年度納付金算定について . . . P3
- 北九州市の令和6年度納付金額 . . . P4
- 令和6年度標準保険料率等 . . . P5~9
- 令和6年度国民健康保険特別会計予算案 . . . P10~11
- 条例・規則等の改正 . . . P12~14
- 令和5年度中の主な取組み(報告) . . . P15~16

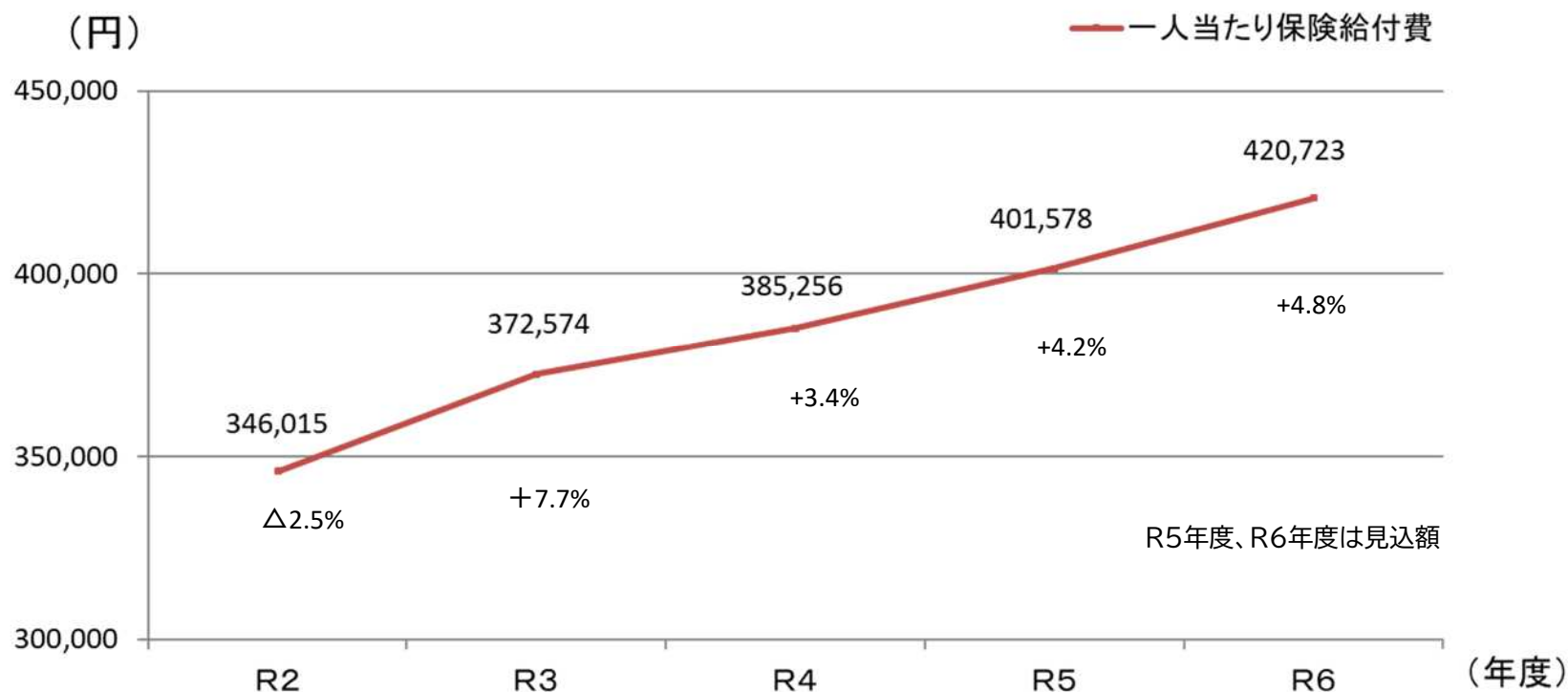
被保険者数・世帯数の推移



ポイント

団塊の世代の後期高齢者医療制度(75歳以上)への移行などの影響により、被保険者数は減少。

一人当たり保険給付費の推移



ポイント

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えがあり、令和3年度はその反動により大幅に保険給付費が増加。今後も一人当たり保険給付費の高い状況が継続することが想定される。

福岡県の令和6年度納付金算定について

厚生労働省が示した確定係数を基に、福岡県において、令和6年度納付金の算定を行った。

【主な変動要因(対前年度)】

<歳入>

- ・ 前期高齢者交付金は51億円の減少(約3.7%減)
- ・ 普通調整交付金は7億円の増加(約2.0%増)

<歳出>

- ・ 一般被保険者数は約64,000人減少(約6.4%減)
- ・ 保険給付費は36億円減少(約1.0%減)
- ・ 後期高齢者支援金等は4億円の増加(約0.6%増)

北九州市の令和6年度納付金額

- 医療分 17,061,696,172円
(前年度比 Δ 853,867,058円)
- 後期高齢者支援金分 5,640,282,503円
(前年度比 +76,013,744円)
- 介護納付金分 1,776,578,225円
(前年度比 +3,607,160円)

北九州市納付金合計 24,478,556,900円
(前年度比 Δ 774,246,154円)

令和6年度標準保険料率

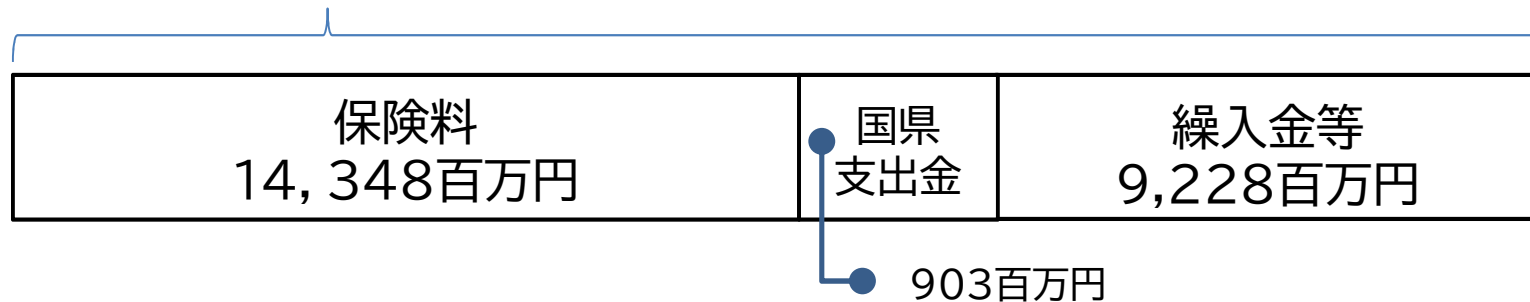
		福岡県標準保険料率	市町村標準保険料率	【参考】 令和6年度 北九州市保険料率(案)
設定条件		保険料が県内均一化された 場合の保険料率 国のガイドラインに基づき2 方式で算定	左欄との違いは、県内均一化 されるまでの間、所得水準と 医療費水準を考慮して算定	
応能:応益		45:55	45:55	47:53
予定収納率		—	90.97%	92.42%
医療分	所得割	7.56%	7.65%	5月決定
	均等割	45,585円	28,357円	23,170円
	平等割	—	28,379円	27,140円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.18%	3.14%	5月決定
	均等割	18,652円	11,373円	9,700円
	平等割	—	11,382円	11,370円
介護納付金分	所得割	2.60%	2.55%	5月決定
	均等割	18,887円	11,523円	9,660円
	平等割	—	8,856円	8,400円

納付金等の財源

- 国民健康保険の収入及び支出は、国民健康保険法第10条に基づき、特別会計を設置し、運営。
- 市が負担する納付金の財源については、保険料、国県支出金と繰入金等で賄うことが原則。

【令和6年度納付金の財源内訳】

国保事業費納付金24,479百万円



令和6年度 保険料算定 (一人当たり保険料(見込み))

(円)

	医療分 (対前年度)	後期高齢者支援金分 (対前年度)	介護納付金分 (対前年度)	合計 (対前年度)
令和4年度	54,983 (▲371)	20,577 (▲380)	22,544 (▲3,139)	98,104 (▲3,890)
令和5年度	57,500 (+2,517)	23,017 (+2,440)	23,387 (+843)	103,904 (+5,800)
令和6年度 (案)	58,604 (+1,104)	24,623 (+1,606)	24,546 (+1,159)	107,773 (+3,869)

ポイント

令和5年度に続き、医療、支援、介護ともに増加。一人当たり保険給付費は、増加しているものの、福岡県が令和4年度決算剰余金を活用したこと等により、医療分の保険料の上昇幅は昨年度より抑制された。

令和6年度 保険料率(見込み)

- 保険料率とは、保険料を計算するための基礎となる額・率

均等割額 = 保険料賦課総額×30%÷被保険者数

平等割額 = 保険料賦課総額×23%÷世帯数

所得割率 = 保険料賦課総額×47%÷前年被保険者総所得金額

※保険料賦課総額 = (一人当たり保険料×被保険者数) + 軽減・減免額

区分	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率
R5	22,340 円	26,360 円	7.95%	8,930 円	10,540 円	3.26%	9,160 円	8,080 円	3.04%
R6	23,170 円	27,140 円	5月 決定	9,700 円	11,370 円	5月 決定	9,660 円	8,400 円	5月 決定
増減	+830円	+780円	-	+770円	+830円	-	+500円	+320円	-

※参考: R4とR5の比較(増減額)

増減	+1,230 円	+1,370 円	+0.81%	+1,020 円	+1,180 円	+0.50%	+390円	+400円	+0.51%
----	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	--------	-------	-------	--------

令和6年度 モデル保険料の試算

※ この保険料は、令和5年度賦課時点の所得割率で試算したものであり、
令和6年度の保険料算定時には変動する。

単位：円

区分		R6	R5	増減	備考
年金収入世帯 (65歳以上)	①年収100万円	21,410	20,430	980	7割軽減
	②年収200万円	104,790	102,390	2,400	5割軽減
年金収入世帯 (65歳以上夫婦)	③年収300万円	269,030	264,220	4,810	軽減なし
	④年収200万円	183,140	179,290	3,850	2割軽減
給与収入世帯 40歳未満夫婦 子どもなし	⑤年収300万円	282,480	277,670	4,810	軽減なし
	⑥年収200万円	164,350	159,690	4,660	5割軽減
給与収入世帯 40歳以上夫婦 子ども2人 (未就学児0人)	⑦年収300万円	323,390	315,920	7,470	2割軽減
	⑧年収400万円	468,430	459,100	9,330	軽減なし
	⑨年収200万円	156,130	151,870	4,260	5割軽減
給与収入世帯 40歳以上夫婦 子ども2人 (未就学児1人)	⑩年収300万円	310,240	303,410	6,830	2割軽減
	⑪年収400万円	451,990	443,460	8,530	軽減なし
	⑫年収200万円	147,910	144,050	3,860	5割軽減
給与収入世帯 40歳以上夫婦 子ども2人 (未就学児2人)	⑬年収300万円	297,090	290,900	6,190	2割軽減
	⑭年収400万円	435,550	427,820	7,730	軽減なし

※ ①は、「7割軽減」、②・⑥・⑨・⑫は「5割軽減」、④・⑦・⑩・⑬は「2割軽減」

令和6年度 国民健康保険特別会計予算案

歳入

(単位:百万円)

項目	令和6年度	令和5年度	増減	主な増減理由
保険料	14,809	15,157	△348	被保険者数の減
国・県支出金	71,458	73,463	△2,005	保険給付費等交付金の減
一般会計繰入金	11,395	11,096	+299	法定軽減額の増
繰越金	57	552	△495	—
その他	151	154	△3	—
合計	97,870	100,422	△2,552	—

令和6年度 国民健康保険特別会計予算案

歳出

(単位:百万円)

項目	令和6年度	令和5年度	増減	主な増減理由
保険給付費	70,715	72,744	△2,029	被保険者数の減
国保事業費納付金	24,479	25,253	△774	被保険者数の減
保健事業費	806	794	+12	—
その他	1,870	1,631	+239	—
合計	97,870	100,422	△2,552	—

条例・規則等の改正

●出産被保険者の産前産後期間の保険料軽減

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第243号)により、出産した被保険者等の保険料を減額する制度が新設された。

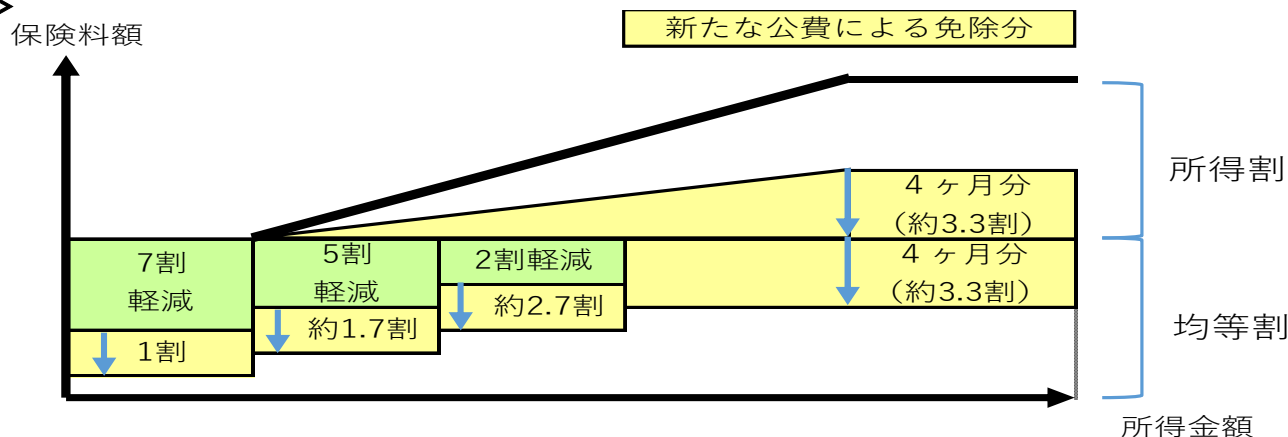
【概要】

令和6年1月から出産した被保険者等に係る保険料の**所得割額**及び被保険者**均等割額**について、出産予定日の属する月の前月(多胎妊娠の場合は3月前)から出産予定日の属する月の翌々月までの期間に係る保険料を減額する。(令和5年11月1日出産分から)

【被保険者均等割に係る軽減額(令和5年度保険料)】

	低所得者軽減額	産前産後軽減額(4カ月)	軽減される額(合計)
軽減なし	0円	13,490円	13,490円
2割軽減	8,100円	10,780円	18,880円
5割軽減	20,220円	6,750円	26,970円
7割軽減	28,320円	4,050円	32,370円

<軽減イメージ>



●賦課限度額の引上げ

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第17号)により、賦課限度額の合計額が104万円から106万円に引上げられる。

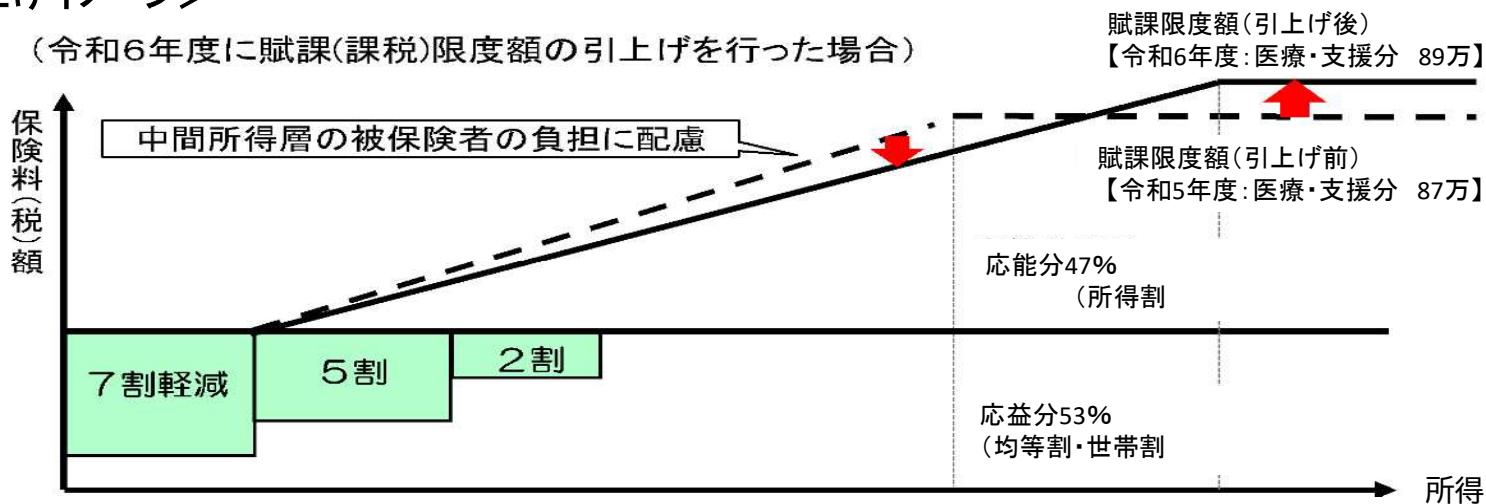
【概要】

国民健康保険料の賦課限度額については、被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額を超える世帯の割合を被用者保険(標準報酬月額の高等級の割合が全被保険者の0.5%~1.5%)と同等の1.5%に近付けるため、政令を改正し、後期高齢者支援金分2万円を引き上げ、保険料負担の公平性を図る。

【賦課限度額の引上げ】

限度額引上げ	医療分	支援分	介護分	合計
引上げ前(令和5年度)	65万円	22万円	17万円	104万円
引上げ後(令和6年度)	65万円	24万円	17万円	106万円

<引上げイメージ>



●軽減対象世帯の拡充

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第17号)により、低所得者に対する軽減判定所得基準が上げられる。

【概要】

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に拡充する。

軽減割合	改正前(現行)	改正後
5割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円) +(29万円×世帯の被保険者数)	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円) +(29.5万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円) +(53.5万円×世帯の被保険者数)	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円) +(54.5万円×世帯の被保険者数)

オンライン資格確認の状況(報告)

オンライン資格確認の本格運用が令和3年10月20日から開始となった。

保険証利用登録を行えば、マイナンバーカードで参加医療機関を受診できるなど、様々な機能が利用できる。

1 オンライン資格確認運用開始施設数(令和6年1月14日現在)

北九州市内参加医療機関: 1, 976医療機関(内訳: 医科820、歯科566、薬局590)

2 保険証利用登録件数(令和6年1月現在)

マイナンバーカードの保険証利用登録件数: 北九州市国保 103, 438人(約59.3%)

3 利用できる機能

(1)高額療養費制度の利用

利用者本人が同意すると、医療機関・薬局が限度額適用認定証等情報を閲覧できる。
(保険証による受診の場合も閲覧可能。)

(2)特定健診情報・薬剤情報の閲覧

利用者本人の同意を得たうえで医療機関・薬局が利用者本人の情報を閲覧可能。
利用者本人はマイナポータルで閲覧可能。

(3)医療費通知情報の閲覧

利用者本人はマイナポータルで医療費通知情報の閲覧・管理が可能。
確定申告の際に、e-Taxに情報連携が可能。

健康保険証の廃止(報告)

●健康保険証の廃止

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和5年12月27日公布)」により、現行の健康保険証の廃止日が令和6年12月2日に決定された。

【概要】

○現行の健康保険証は**令和6年12月2日に廃止**となる。

※経過措置として、廃止日時点で発行済みの健康保険証は、最長1年間有効とする。

北九州市国民健康保険では、

令和6年8月

年次保険証更新

令和6年12月1日まで

新規加入・資格情報に変更があった被保険者



令和7年7月31日まで
有効な健康保険証を交付

○マイナ保険証(健康保険利用登録をされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)による資格確認ができない者が必要な保険診療等を受けられるよう、保険者が申請に基づき「資格確認書」を交付する。

※当分の間、マイナ保険証を保有しない者・その他保険者が必要と認めた者には申請によらず交付可能。

○マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時(70歳以上の被保険者のみ)等に、「資格情報のお知らせ」を交付する。